

会議名称		令和2年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録																								
日時		書面会議により開催〔議決日〕令和2年5月13日（水）																								
場所		書面会議により開催																								
出席者	委員	〔書面表決書等の提出委員〕 佐藤職務代理者、阿部委員、井口委員、石川委員、井上委員、桐野委員、柴田委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、國崎委員、新城委員、関口委員、松本委員、加藤委員、長谷川委員、細川委員、水町委員																								
	実施機関	〔回答担当課〕 渡邊健康推進課長、飯嶋保健予防課長、日暮国保年金課長、畠山保健サービス課長、福原子ども家庭部管理課長																								
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長																								
配布資料		令和2年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項																								
<p>【会議内容】</p> <p>報告・諮問事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>件名</th> <th>審議結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告第1号</td> <td>感染症対策に関する業務の登録について（追加）</td> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>諮問第1号</td> <td>感染症対策に関する業務の労働者派遣について（新規）</td> <td>決 定</td> </tr> <tr> <td>報告第2号</td> <td>国民健康保険給付に関する業務の登録について（追加・変更）</td> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>諮問第2号</td> <td>傷病手当金管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）</td> <td>決 定</td> </tr> <tr> <td>報告第3号</td> <td>国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について（追加）</td> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>報告第4号</td> <td>乳幼児健康診査等に関する業務の登録について（追加）</td> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>諮問第3号</td> <td>母子保健システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）</td> <td>決 定</td> </tr> </tbody> </table>			番号	件名	審議結果	報告第1号	感染症対策に関する業務の登録について（追加）	報告了承	諮問第1号	感染症対策に関する業務の労働者派遣について（新規）	決 定	報告第2号	国民健康保険給付に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承	諮問第2号	傷病手当金管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定	報告第3号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について（追加）	報告了承	報告第4号	乳幼児健康診査等に関する業務の登録について（追加）	報告了承	諮問第3号	母子保健システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
番号	件名	審議結果																								
報告第1号	感染症対策に関する業務の登録について（追加）	報告了承																								
諮問第1号	感染症対策に関する業務の労働者派遣について（新規）	決 定																								
報告第2号	国民健康保険給付に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承																								
諮問第2号	傷病手当金管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定																								
報告第3号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について（追加）	報告了承																								
報告第4号	乳幼児健康診査等に関する業務の登録について（追加）	報告了承																								
諮問第3号	母子保健システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定																								

報告第1号、諮問第1号

【 質 問 】	
委員	行動の範囲について、患者ではないのに、なぜそれを収集するのか。その際、何をどのようにとといった具体例を、その根拠を添えて説明をお願いします。
健康推進課長	<p>国立感染症研究所の新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より、検査対象者は積極的疫学調査の対象となっています。</p> <p>新型コロナウイルスは潜伏期間が最長で14日間、平均5日と短期間であるため、PCR検査の結果陽性と判定された後に、速やかに濃厚接触者に対し連絡や検査調整等を行えるよう、検査結果が出る前に速やかに行動調査を行っています。</p>
委員	収集目的にある個人番号の収集の根拠法文を教えてください。
健康推進課長	<p>今回の、労働者派遣の役務の提供を受けるものにおいては、個人番号の収集は行いません。</p> <p>感染症対策に関する業務としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表第1の70の項となります。</p>
委員	個人情報登録票の対象となる個人の範囲に派遣保健師・派遣看護師を入れる理由は、新たに加わるメールアドレスの必要性、その他の行動範囲、就業の状況は対象となる個人の範囲は。
健康推進課長	<p>人材派遣契約において、派遣職員の氏名や就業状況等を記載した派遣職員管理台帳を作成する必要があるため、対象となる派遣職員を追加しました。</p> <p>患者や家族、濃厚接触者等である区民と連絡を取る際、電話不能時や電話を持っていない人への代替手段として、メール使用とするため、メールアドレスが必要となります。</p> <p>メールアドレス、行動の範囲は、患者や関係者の情報です。就業の状況は、派遣保健師・看護師の情報です。</p>
委員	感染経路を特定するためと思われるが、行動の範囲とは具体的にはどのようなことを示しているか。
健康推進課長	発症日前後14日間の外出状況、他者との接触状況、移動手段、滞在時間等感染経路を特定するための項目です。
委員	帰国・接触者センターでの勤務となるが、文書受け渡しの安全管理など対策は。
健康推進課長	<p>センター開設時間中は、常時複数の常勤職員が滞在し、帳票類の管理を行い、個人情報の適正な管理に努めます。</p> <p>なお、業務で作成した記録帳票類は、個人情報の有無に関わらず、常勤職員にその都度、メモ等を含め渡します。</p>
委員	帰国者・接触者電話相談センターでの電話対応について、保健師・看護師の有資格者でなくてはならない、ということかと思うが、根拠法令や通知等があれば示してください。
健康推進課長	通知等の中では、有資格者である必要については、明示されていませんが、療養相談や感染予防対策、受診の必要性についての判断などが相談員に求められるため、区では、帰国者・接触者電話相談センター開設以来、有資格者が対応しており、人材派遣契約の条件としました。

委員	保健師・看護師の派遣は人材派遣会社を經由して依頼するのか。それとも人材をストックする組織が別にあるのか。
健康推進課長	人材派遣会社と人材派遣契約を締結します。
委員	新規に記録する個人情報について、メールアドレスと就業の状況は派遣保健師・看護師のもの、行動の範囲は患者と関係者のもの、という理解で良いか。
健康推進課長	メールアドレス、行動の範囲は、患者や関係者の情報です。就業の状況は、派遣保健師・看護師の情報です。
【 意 見 】	
委員	相談者は不安なはずなので、しっかりした知識、精神的に余裕のある方の対応を期待します。
委員	諮問内容の説明が不足しているので、ご留意願いたい。 患者や関係者と派遣保健師・看護師と区別して、分かるようにしていただきたいかった。
委員	「近親者の感染状況有無」も必要ではないかと考える。
委員	傷病・治療・診断結果・入院等の状況の記録にあたっては、記録するために使われたメモや連絡等について、記録後の適切な消去・廃棄を徹底することにより、記録以外の情報が残らないことにも留意した作業手順を再確認してください。
委員	喫緊の必要な対策であること、その上で、センシティブな個人情報にかかわることから、最大限の情報保護を行うよう求めます。
委員	「派遣保健師・派遣看護師」の活用をできる限り早急に願います。担当業務及び派遣期間等については、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて柔軟な対応を心掛けて下さい。
【議決の結果】	書面表決書の提出委員の過半数の賛成（全員の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。
報告第2号、諮問第2号	
【 質 問 】	
委員	勤務状況とは、原因を特定するためだと思うが、どのようなこと・程度を収集するのか。その際、同僚の個人情報をどの程度まで収集するのでしょうか。
国保年金課長	勤務予定日、勤務日、有給休暇、無給休暇等です。 傷病手当金の申請の際に、事業主記入用の申請書の提出を依頼しており、労務に服することができなかった期間の属する月における勤務状況、直近3か月の勤務状況を記載いただきます。 同僚の個人情報を収集することはありません。
委員	収集目的にある個人番号の収集の根拠法文を教えてください。
国保年金課長	今回の傷病手当金の事務においては、個人番号の収集は行いません。 「国民健康保険給付に関する業務」としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表第1の30の項となります。
委員	3月26日臨時議会で傷病手当金関連議案が決まりその必要性は理解す

	る。5月、約2か月を経て審議会に提案された理由は、その期間で手続に向けたシステムの更新など準備ができているということか。
国保年金課長	傷病手当金については、区内の感染状況等から、実際に区民の方へ支給を行うのは5月下旬が想定されました。区民の方への支給事務を行えるよう、この間、支給に際して不可欠である傷病手当金管理システムの準備を行いました。
委員	国保受付窓口は民間事業者となっているが、傷病手当申請手続の流れは、窓口は民間事業者となるのかどうか。またその入力是谁が行うのか。
国保年金課長	傷病手当金の受付及びシステムへの入力は、区職員が行います。 申請手続は以下のとおりです。 ①傷病手当金について、被保険者が国保給付係へ問い合わせる。(電話での問合せを想定) ②国保給付係から被保険者へ申請書等を郵送する。 ③被保険者は申請書等を国保給付係へ郵送する。 ④郵送された申請書等を基に審査を行う。 ⑤被保険者の属する世帯の世帯主へ支給する。 感染拡大防止のため、対象者とは郵送で書類のやり取りを行うこととしています。
委員	勤務状況とは具体的にはどのようなことか。勤務状況の必要性は何か。
国保年金課長	勤務予定日、勤務日、有給休暇、無給休暇等です。 傷病手当金の申請の際に、事業主記入用の申請書の提出を依頼しており、労務に服することができなかった期間の属する月における勤務状況、直近3か月の勤務状況を記載いただきます。
【 意 見 】	
委員	世界中がコロナ禍の中で不安な日々が続く中、給付金も時間がかかっているため、経済的に困窮している家庭には、辛い日々になると思うので一刻も早く、伝われば良いと思います。
委員	傷病・治療・診断結果・入院等の状況の記録にあたっては、記録するために使われたメモや連絡等について、記録後の適切な消去・廃棄を徹底することにより、記録以外の情報が残らないことにも留意した作業手順を再確認してください。
委員	入力の際のミスがないよう留意し、着実に行われるよう求めます。
【議決の結果】	書面表決書の提出委員の過半数の賛成(全員の賛成)により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。
報告第3号	
【 質 問 】	
委員	傷病等の状況、診断結果の状況について、その範囲と違いは。
国保年金課長	傷病等の状況は、具体的な傷病名、症状、その症状の発症となった原因及び傷病経過などの情報です。 診断結果の状況は、検査結果、診断書記載内容や医師等の所見・意見などの情報です。
【 意 見 】	

委員	「感染経緯」または「経路」は必須と考える。減免欲しさで、無理する人間はいないまでも、今後の情報活用のためにも、減免者を選別する理由付けにもなりうる。
委員	傷病・治療・診断結果・入院等の状況の記録にあたっては、記録するために使われたメモや連絡等について、記録後の適切な消去・廃棄を徹底することにより、記録以外の情報が残らないことにも留意した作業手順を再確認してください。
【議決の結果】	書面表決書の提出委員の過半数の賛成（全員の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。
報告第4号、諮問第3号	
【質問】	
委員	心身等の情報は、非常に機微にわたる情報です。どのようなこと・程度を収集するのか、具体的に教えてください。
子ども家庭部管理課長	既往歴、治療時期、問診票の内容、診察所見、在胎期間、分娩方法などの情報です。
委員	収集目的にある個人番号の収集の根拠法文を教えてください。
子ども家庭部管理課長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表第1の49の項となります。
委員	6月から自治体が取得している健診情報とは、6月段階の乳幼児すべてということか。過去の情報については対象としないということか。
子ども家庭部管理課長	令和2年4月以降に実施する乳幼児健康診査について対象とします。
委員	児童虐待が疑われるケースでは、保護者がマイナポータルから一元的に取得できることについて制限が設けられているのか。
子ども家庭部管理課長	児童虐待やその疑い等、配慮が必要なケースの健診情報については情報開示を行わないよう、必要な制限を設定します。
委員	セキュリティ対策について、職員用パソコンを利用するなどとされているが、パソコンをつけたまま放置し出かけるなどの対策はどのようにしているか。小さなことが失敗につながるケースがあるのでより注意していただきたい。
子ども家庭部管理課長	情報セキュリティ実施手順にて「端末画面及び個人パソコンは操作終了後初期画面に戻すか、スクリーンセーバーを起動させるなどして、個人情報等が表示されている状態を避けること」と定め、手順を遵守するよう全職員に対して教育を行っています。
【意見】	
委員	既往歴等、個人の心身にかかる機微情報を、散逸防止のため保存することの必要性は、認めるところです。 しかし、それを、個人番号とひもづけ、出生後から国が一元管理することは医療費用個人勘定に途を開くものであり本人にとって、全く必要性ありません。大反対です。
委員	乳幼児の生育状態で保護者環境全て見透かすことができるので、情報共有はすべき。

【議決の結果】	書面表決書の提出委員の過半数の賛成（19名の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。
その他（報告・諮問事項以外について）	
【 質 問 】	
委員	会議を書面とするのは、この時世しようがないとは思いますが。書面提出を会議の出席と見なせるかという点と甚だ疑問で、しこりが残る。賛成の場合は委任状を提出するという形になぜしなかったのか。伺いたいです。
事務局	<p>開催通知で御説明したところですが、今回の書面会議は、通常の会議開催時の成立要件及び議決要件に準じて行うこととしたものです。</p> <p>緊急であるとはいえ、各委員に対し、できうる限り御不明な点などについて説明を行うとともに、各委員から、賛否のみでなく、それに至る御意見をお聴きすることが、開かれた会議体として肝要であると考えたことによります。</p>